

## 第 2 回いじめ再調査に係る再発防止策等検討会 議事録

## 1 開催概要

- (1) 開催日時：令和元年12月23日（月）午前10時～午後0時5分
- (2) 場 所：鹿児島県庁行政庁舎 6階大会議室
- (3) 出席委員：高谷哲也委員（会長），河内祥子委員（副会長），甲木真哉委員，小山献委員
- (4) 公開・非公開の別：公開
- (5) 傍聴者等：6人（報道7社）

## 2 議事概要

(1) 前回の論点整理

- 第1回いじめ再調査に係る再発防止策等検討会（以下、「検討会」という）の議事録及び主な発言要旨により，前回の論点について事務局から説明

(2) 学校におけるいじめ防止等に関する事業等

- 「学校におけるいじめ防止等に関する事業」について県教育庁から説明

## ○ 主な質疑応答

（委員）

- ・ 全校で「学校いじめ防止基本方針」を策定済とのことだが，保護者や児童生徒にどのようにして示しているのか。

（県教育庁）

- ・ 児童生徒には「いじめを考える週間」で配付し，保護者にもPTAなどで配付している。また，学校のホームページで公開するよう指導している。

（委員）

- ・ 学校で行うアンケートの集計は誰が行うのか。集計に係る人的措置や外部委託などの予算措置はなされているか。

（県教育庁）

- ・ アンケートについては，各学校の担任の先生が中心に確認している。また，集計のための予算措置はないが，生徒指導で困難な課題のある学校には生徒指導のための加配教員を行っている。

（委員）

- ・ 「弁護士を活用したいじめ予防事業」に係る弁護士への依頼は，弁護士会を通じた形で行っているのか，個別にしているのか。

（県教育庁）

- ・ 学校や市町村で独自に対応している。

（委員）

- ・ 早期発見に係る連続した欠席の場合の対応については，正規の教育課程の欠席を指しているのか，夏休み等の補講等も含んでいるのか。

(県教育庁)

- ・ 基本的にな正規の授業の欠席であるが、夏休みの補習などでも欠席が続いている場合は連絡をすることとなっている。

(委員)

- ・ 県教育委員会として、現在の取組について、何が課題だと認識しているか。
- ・ 子どもたち自身によるいじめ解決などの取組がどれくらい含まれているか。
- ・ 12月26日開催予定の「いじめ防止子どもサミット」で出された子どもたち自身からの意見等は、今後のどこかのタイミングで報告していただきたい。

(県教育庁)

- ・ 課題としては、きめ細かく子どもたちの様子を把握し、いじめなどの早期発見につなげるためにも、アンケートの回数を増やしていきたいと考えている。
- ・ また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの学校訪問の回数など増やすことも必要と考えている。
- ・ 子どもたち自身による取組で大きく変わったのは、小・中学校における道徳の教科化により、子どもたちに考えさせるような教材が増えてきた点が挙げられる。

(委員)

- ・ 被害を受けた児童や御家族を傷つけないためには、学校の管理職や生徒指導の先生に対するコンプライアンスや危機管理の研修等が重要となるが、どのように行われているか。

(県教育庁)

- ・ 文部科学省が作成した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」について、各学校に周知を行っているところである。

### (3) 委員による検討

- 甲木委員から福岡県で行われたいじめ関係の授業についての情報提供。福岡県弁護士会では、いじめが刑事罰などに該当するかどうかではなく、人権侵害であるという観点から、日常的にあるいじめに関する話をしつつ、それ以上に多様性の重要性を気づかせる授業を行ったことなどを説明。
- 委員間で「いじめの防止等のための対策」について意見交換
  - ・ いじめの定義やいじめの範囲を狭くとらえていないか危惧している。アンケートの実施も重要だが、いじめに関する正しい認識の上で行わないと、逆効果になりうる。
  - ・ いじめに関する授業の内容について、知識で終わらせずに、自分の日々の言動に結びつけていくことにどうつなげていけるかが重要となる。
  - ・ 子どもたちにいじめについて考えて自主的に解決してもらうためには、いじめに当たるかの価値基準を子どもたちに持ってもらうことが重要である。
  - ・ 小・中学校は道徳の授業が充実しているが、高校の対応が弱くなっているのではないか。
  - ・ 高校については、キャリア教育や進路指導などが求められる中で、どのようにいじめの防止に向けた教育の時間が確保できるか、教育を定着させていくのが今後の課題になるのではないか。

- ・ いじめの未然防止の教育として、「傍観者」や「観衆」と言われる子供たちをどう育てていくのかが重要になる。
- ・ いじめの定義と照らし合わせて自分のやっていることを考えるのではなく、自分が気付かないうちに、相手にとって傷つくことになっていたり、追い詰めてしまうことに気付くということだと思う。
- ・ いじめという言葉を使わなくても、学校現場でできることがあるのではないか。逆にいじめという言葉を使うことによって、見えなくなったり、逆効果になることもあるので、そこをきちんと考える必要がある。
- ・ 少々のことでは悩みを他人に表現できない環境が学校の中にはかなりあるのではないか。アンケート以外でも、子どもたちの辛さや苦しみを出しやすい環境を学校の中にどう作っていくか、学校経営や指導の在り方を考えていく必要がある。

#### (4) その他

- 平成26年8月に発生した県立高校における重大事態（自死事案）の御家族と代理人が、検討会に対し意見陳述。それに対し会長から、いただいた意見を踏まえ、今後の検討会における協議の進め方等について検討する旨を伝達
- 次回検討会において、有識者からの講話を行うこと、県教育委員会から原調査と再調査を踏まえた検証結果について報告を受けることを確認
- 次回検討会について、令和2年1月12日（日）午後1時半から県庁内会議室で開催することを確認

（以上）